

古文書を読んでみよう

史料① 【老中連署奉書(日光社参名代相談)】 【稲生家No.486】

1、稲生家について

稲生家は、三河譜代の旗本であり、天正18年(1590)の徳川家康の関東入封後は、多和田村(現坂戸市)など500石を拝領。加増により元禄年間には1500石となった。稲生家歴代のなかでは、正倫(1626-1666)が長崎で外国貿易の管理・情報収集にあたる長崎奉行に任じられたほか、正興(1782-1863)は東照宮の警備にあたる日光奉行、大名監察の大目付、大奥警護・城内守衛である留守居など、旗本として重職を歴任した。

史料群は旗本の職務、生活など多岐に渡っており、現在、埼玉県立文書館では稲生家文書1970点を収蔵している。

2、テキストについて

徳川家光(大猷院 1604-1651)の命日となる4月20日に大猷院廟へと社参する將軍名代に関して、日光奉行へと出された老中奉書。形式は「折紙」。

- ・奉書…下位のものが上位の人物の意を奉じて出す書状(老中が將軍の意を奉じて発した書状を老中奉書という。連署の場合、末尾に向けて下位から上位者となる)
- ・折紙…古文書の様式の1つ。1枚の紙を二つ折にして用いる。縦紙より略式・薄札であり、上位から下位に発給された。表を書いたのち、横に裏返してそのまま書き継ぐため、開くと文字が反転する。

3、語句について

- ・御霊屋…先祖の霊や貴人の霊を祭っておく建物。霊廟。ここでは、日光の大猷院廟。
- ・土井山城守…三河刈谷藩主土井利祐(1821-1847)。天保9年(1838)に山城守に任じられ、天保14年に淡路守。もとは堀田氏。
- ・差遣…さしつかわす、さけん。公用の使者として派遣すること。
- ・恐々謹言…文末表現(書止)の一つ。ほかに「恐惶謹言」「謹言」など
- ・土大炊頭利位…下総国古河藩主 土井利位(1789-1848)。
- ・脇中務大輔安董…播磨国龍野藩主 脇坂安董(1767-1841)。
- ・太備後守資始…遠江国掛川藩主 太田資始(1799-1867)。
- ・水越前守忠邦…遠江国浜松藩主 水野忠邦(1794-1851)。天保の改革の主導者。
- ・稲生出羽守…稲生正興(1782-1863)。天保8年(1837)4月に日光奉行に任ぜられている。

史料② [[秋元但馬守家来三名判鑑木札]] 【足立家No.222】

1、足立家について

足立家は徳川家の鵜匠を経て、3代目の伊右衛門（?—1697）から金町松戸関所番を勤め、7代目足立十右衛門（?—1850）の時代、寛政12年（1800）に栗橋関所へと移った。以来、江戸時代を通じて栗橋関所番を勤めた。交通・情報の要所であった関所の番を勤めるなかで記した「雑書」「聞書」には、各地の飢饉、災害、異国船の来航、幕閣・大名らの風聞などが納められている。

平成27年度に、足立家文書1391点が県立文書館へと寄贈された。そのうち、「栗橋関所日記及び関係資料」94点は県の指定文化財となっている。（『埼玉県史料叢書』に一部が翻刻掲載されている）

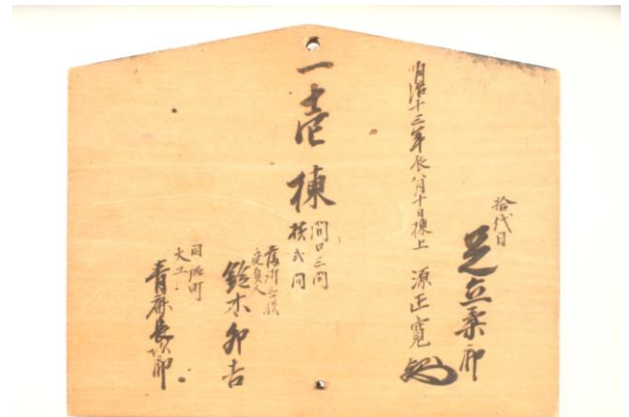
2、テキストについて

安政2年（1855）年正月、上野国館林藩主 秋元但馬守志朝（1820—1876）の家来衆が関所を通行できるよう、同藩から栗橋（房川渡中田）の関所番に宛てて発行された木札の通行手形（鑑札）。往来に際しては、手形の印と判鑑とを照合して通行を認めた。

3、語句について

- ・秋元但馬守…上野国館林藩主 秋元但馬守志朝。秋元家は川越藩ののち、出羽国山形藩へと移封となり、弘化2年（1845）に館林へと移って明治時代を迎えた。
- ・漆山…秋元家が藩主となった館林藩は、旧領の出羽国村山郡漆山にも4万6000石余の飛び地を有していた。その飛び地を管理するため、同地に陣屋が構えられた。
- ・房川渡中田御関所…栗橋関所のこと。栗橋関所の成立は、寛永元年（1624）、伊奈忠治（1592—1653）により四人の関所番士が命じられたことに端を発するとされる。

※本鑑札の裏側は、明治13年（1880）に棟札に転用されている。



裏面